平成２１年（フ）第１４５５号
横浜市緑区霧が丘２丁目４番地19
債務者　石坂久美子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２１３号
横浜市中区柏葉11番地11　ファミーユⅡ202号室
債務者　落合　　忍（旧姓岩切）
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５８２号
岡山市東区可知５丁目157番地１　ディアス溝口Ｂ―102号
債務者　橋本　政美（旧姓津島）
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３８号
広島県福山市瀬戸町大字地頭分855番地
債務者　木村　精利
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２５１号
北海道白糠郡白糠町東１条北７丁目３番地
債務者　桜井　慶治
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１５０号
栃木県小山市大字神鳥谷863番地１小山宮武マンション203号
債務者　清水　理良
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１５１号
栃木県下都賀郡壬生町いずみ町９番１号
債務者　坂井原　亮
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１５２号
栃木県下都賀郡壬生町いずみ町９番１号
債務者　坂井原弓子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１５３号
栃木県栃木市片柳町４丁目８番32号
債務者　日暮　　廣
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２０７６号
横浜市戸塚区深谷町715番地５　ベルフローコドミＡ―202号
債務者　吉原　　満
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５５５号
静岡市葵区内匠838番地
債務者　和田　ちよ
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７２４号
鹿児島市谷山中央７丁目25番６号、旧住所東京都東久留米市下里１丁目３番３号サンハイム203号
債務者　登　美香子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８９３号
東京都昭島市拝島町４丁目15番30―204号
債務者　森川　髙光
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８２３号
東京都福生市志茂94番地１シルバーハイツ福生402号室
債務者　中山　花江
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８２４号
東京都清瀬市旭が丘５丁目２番５―501号
債務者　原口　秀行
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部